

一般社団法人日本MMA審判機構賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本MMA審判機構（以下「当機構」という。）定款第6条及び第7条の規定に基づき、当機構の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 会員の種別を次のとおりとする。

(1) 個人会員

当機構が行う事業の目的に賛同して入会する個人

(2) 法人会員

当機構が行う事業の目的に賛同して入会する法人及び団体

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員は次の特典を享受できる。

- (1) メール等による最新情報の提供を受けることができる。
- (2) 当機構が主催する指定の講習会に実費にて参加することができる。
- (3) その他、当機構にて決定された特典を受けることができる。。

(会費)

第4条 会員は、会員種別に応じて次の年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 1口 1千円（最低口数3口以上）
- (2) 法人会員 1口 1千円（最低口数5口以上）

2 前項の年会費は、毎年度4月末までに当該年度分の年会費を一括して納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次の事由によって会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 個人会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき
- (3) 違法行為又は著しく社会的道義に反する行為をするなどにより、社員総会において会員として相応しくないとする除名の決議がなされたとき
- (4) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき

(退会)

第6条 会員はいつでも退会届けを当機構に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(賛助会員規程細則)

第7条 この規程で定める事項のほか、当機構の賛助会員に関し必要な事項について、賛助会員規程細則で定めることができる。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。